

# 令和6年度 障害福祉サービス等報酬改定後の 状況に関する意見等



公益社団法人全国脊髄損傷者連合会  
代表理事 大濱 真

# 公益社団法人全国脊髄損傷者連合会の概要

## 1. 沿革:

- 昭和34年10月 任意団体として設立
- 平成14年 3月 社団法人に移行
- 平成26年 4月 公益社団法人に移行

## 2. 活動目的及び主な活動内容:

本会は、脊髄損傷者及び障害者の権利を擁護し、自立と社会参加を支援するとともに、医療及び介護制度の充実を図り、これらの施策を総合的かつ計画的に推進する事業を行い、もって広く社会に貢献することを目的とする。

### (1) ピアサポート等の障害福祉相談支援事業

- 脊髄損傷者ピアサポート事業(自賠責運用益拠出事業) …など

### (2) 調査研究事業

### (3) 情報提供事業

- 機関誌「月刊・脊損ニュース」の発行事業 …など

### (4) 政策提言・要望活動事業

### (5) 労災被災者等支援事業

### (6) シンポジウム事業

### (7) 脊髄損傷者の社会参加推進支援事業

- 内閣府・障害者政策委員会、厚生労働省・社会保障審議会障害者部会、国土交通省・移動等円滑化評価会議への出席 …など

### (8) 障害者のスポーツの振興並びに余暇活動の支援事業

## 3. 団体加盟会員数: 都道府県支部37団体

## 4. 個人会員数: 1,300人(令和7年4月現在)

## 5. 法人代表: 代表理事 大濱 真

**視点1：障害福祉サービス等に係る予算額が、障害者自立支援法の施行時から4倍以上に増加し、特に令和6年度報酬改定後において総費用額が+12.1%の伸び(一人あたり総費用額: +6.0%、利用者数: +5.8%)となっている中で、持続可能な制度としていくための課題及び対処方策**

- 障害福祉サービス等の給付の全体像を検討するにあたっては、**重度障害者のためのサービス、不足すると本人の生命に関わるサービスを最優先**として、重点的に予算を配分すべきである。

**視点2：令和6年度報酬改定後における経営・賃上げ等の状況**

- **令和8年度予算**の編成にあたり、障害福祉サービスの現場で働く職員について**8%以上のベースアップ**が実現するように、**処遇改善加算などを見直すべき**である。

**視点3：より質の高いサービスを提供していくまでの課題及び対処方策・評価方法**

- 特に過疎地のなかでも、**重度訪問介護を提供する事業所**が**事実上1つしか選択できない地域**については、**都道府県や市町村が行政の責任として事業所を増やす取組みを行うべき**である。

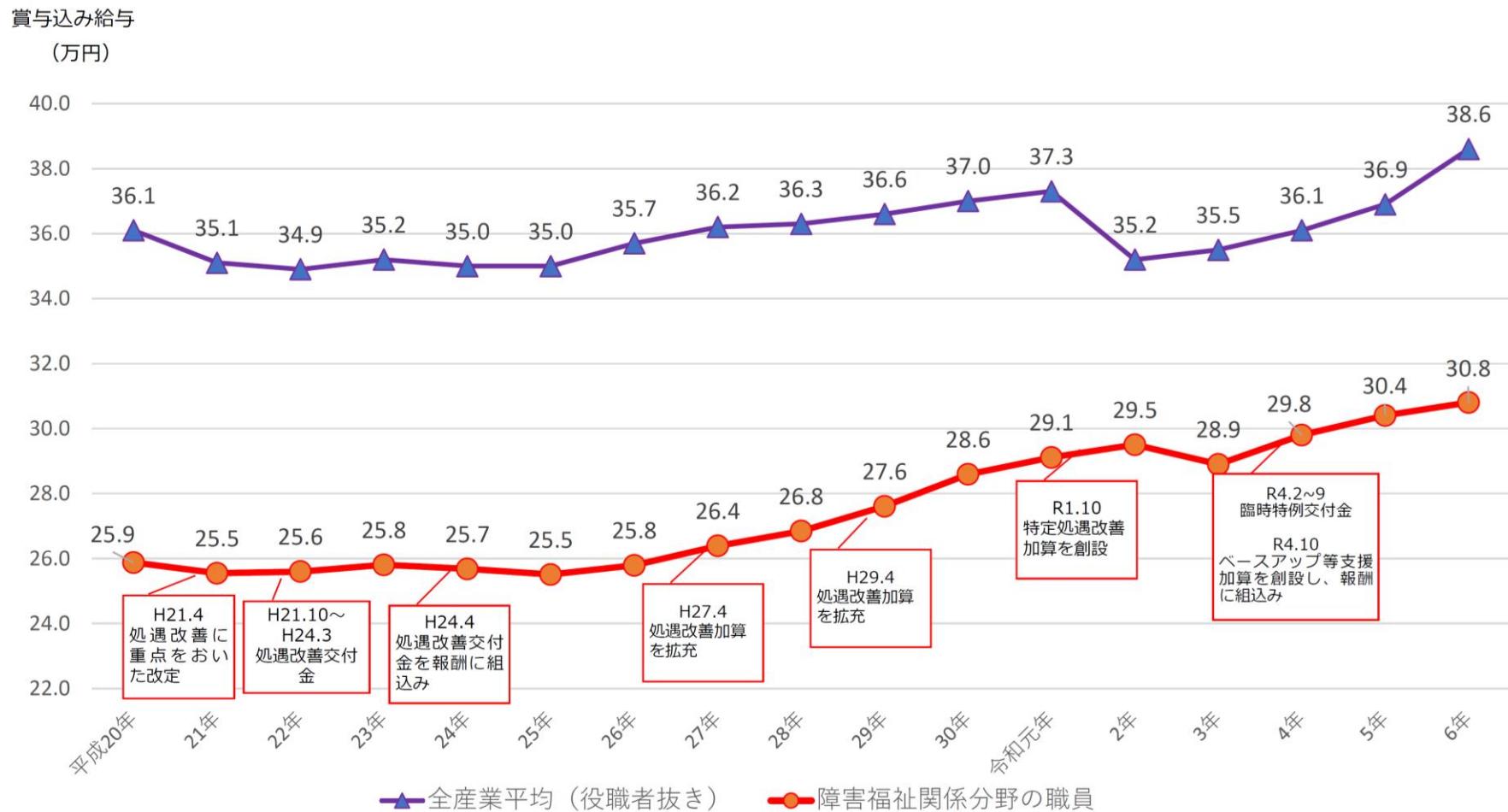
## 視点1：障害福祉サービス等に係る予算額が、障害者自立支援法の施行時から4倍以上に増加し、特に令和6年度報酬改定後において総費用額が+12.1%の伸び(一人あたり総費用額: +6.0%、利用者数: +5.8%)となっている中で、持続可能な制度としていくための課題及び対処方策

- 令和6年度の利用者1人あたり総費用額が対前年度で+6.0%となっていることについては、利用時間数(訪問系サービスの場合)や利用日数(日中活動系サービスの場合)の伸びを割り引いて検討する必要がある。
- たしかに令和6年度の伸び率+6.0%は、報酬改定率+1.12%を大きく上回っている。
- しかし、報酬改定のなかった令和4年度の1人あたり総費用額も+1.3%、令和5年度も+2.2%の伸びを示している。
- そのうえで、障害福祉サービス等の給付の全体像を検討するにあたっては、**重度障害者のためのサービス、不足すると本人の生命に関わるサービスを最優先**として、重点的に予算を配分すべきである。
- 重度訪問介護は人工呼吸器使用者なども多く利用しているため、「支給決定を受けたのに利用できない」という時間数が生じてしまうと、生命の危険に晒されてしまう。

## 視点2：令和6年度報酬改定後における経営・賃上げ等の状況

- **令和8年度予算**の編成にあたり、障害福祉サービスの現場で働く職員について **8%以上のベースアップ**が実現するように、**処遇改善加算などを見直すべき**である。
- 令和7年度の最低賃金の見直しでは、全国の加重平均で+6.3%の引き上げが実現している。
- その一方で、賃金構造基本統計調査を用いて厚生労働省障害福祉課が作成した資料によると、近年では障害福祉関係分野と全産業平均の賃金格差が拡大している。
- また、令和6年度の介護関係職種の有効求人倍率は4.08であり、高止まりしているのが現状である。
- さらに、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査によると、障害福祉サービス等のなかでも訪問系サービスは職員確保の状況が最も悪い。
- 特に重度訪問介護は、報酬単価が低く、ヘルパーの時給も低い。このため、近年の労働市場の変化のなかで、事業者が求人広告を出してもほとんど応募がない状況が続いている。
- こうしたなか、令和6年2月の段階で、令和8年度予算における処遇改善のあり方については予算編成過程のなかで検討することとされていた。

# 【参考資料】賃金構造基本統計調査による障害福祉関係分野の賃金推移



出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」に基づき障害福祉課において作成。

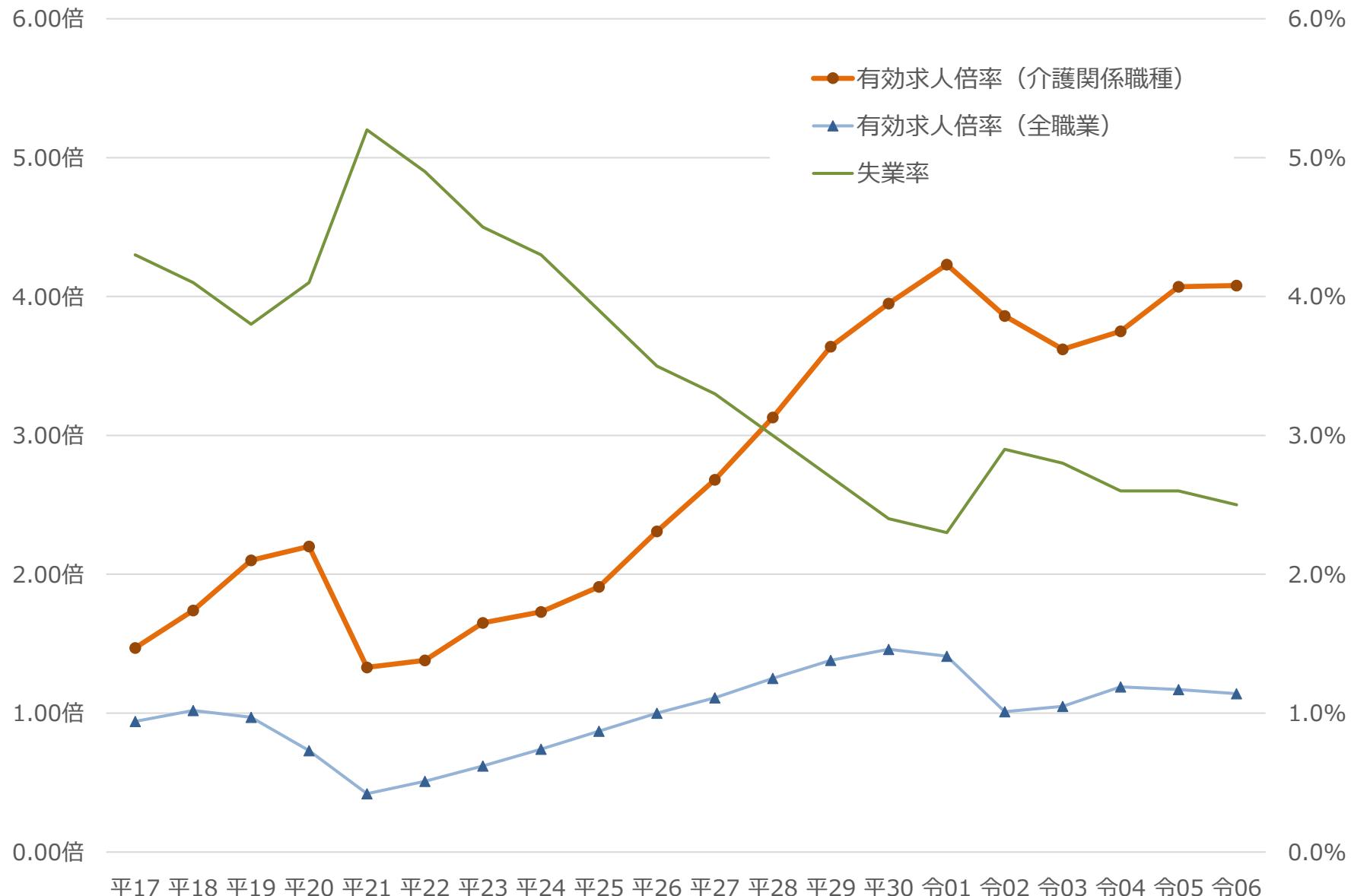
注1) 賞与見込み給与は、調査年の6月分として支払われた給与に調査年の前年の1月から12月分の賞与の1/12を加えて算出した額。

注2) 令和6年度報酬改定における処遇改善加算の見直しは昨年6月施行（事業者への支払いは8月以降）

注3) 障害福祉関係分野の職員については、平成21年～令和元年は「保育士」、「ホームヘルパー」、「福祉施設介護員」を加重平均したもの。

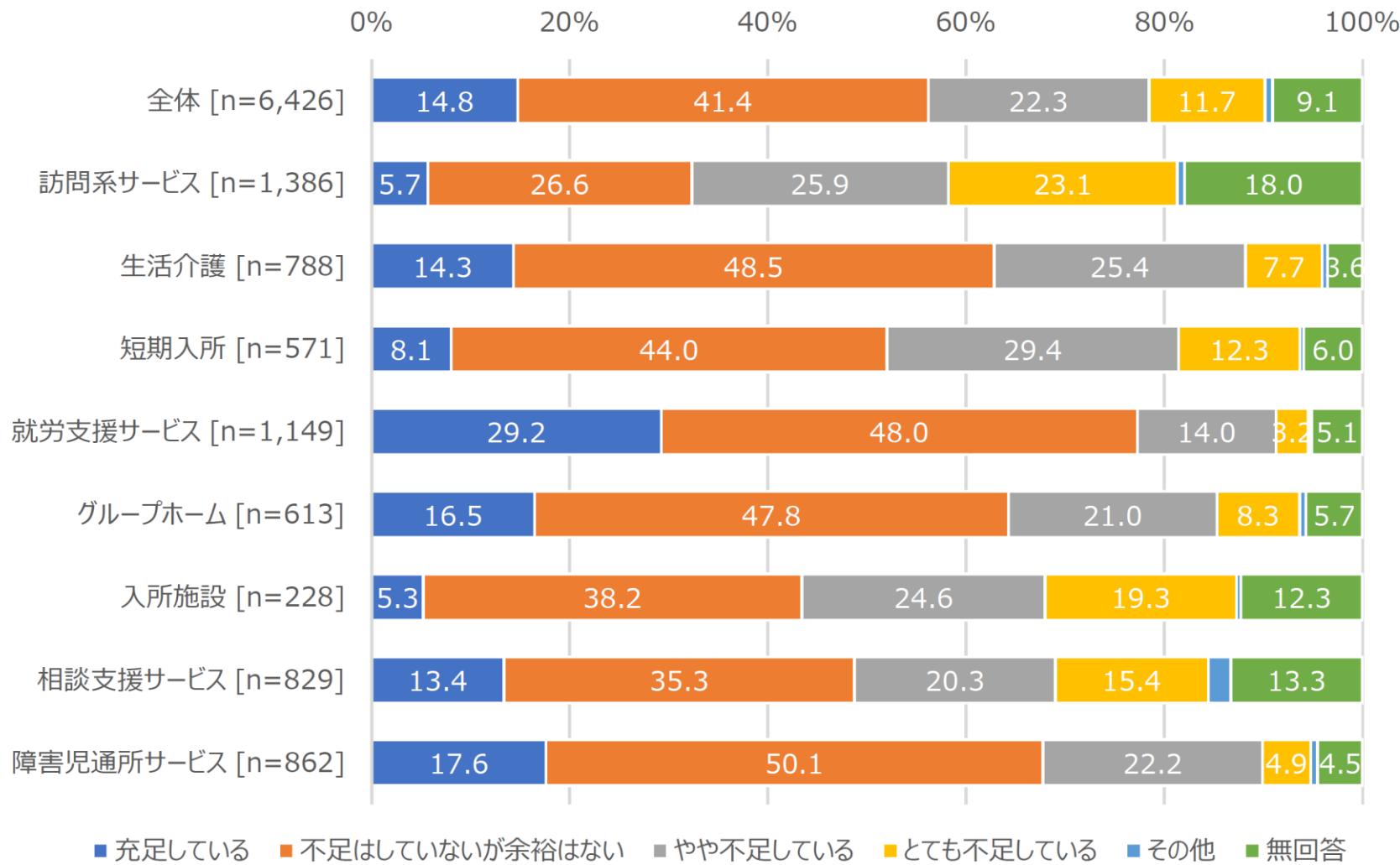
令和2年～令和6年は「保育士」、「訪問介護従事者」、「介護職員（医療・福祉施設等）」を加重平均したもの。

## 【参考資料】有効求人倍率(介護関係職種)と失業率



第1回社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会(令和7年5月9日開催)の資料5より作成

# 【参考資料】障害福祉サービス等の職員の充足状況



令和6年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査の調査結果報告書より

### 視点3：より質の高いサービスを提供していく上での課題及び対処方策・評価方法

- 利用者が事業所を選択するための基盤を整備し、競争を通じてサービスの質を向上させるべきである。
- 訪問系サービスのなかでも、重度訪問介護は平成29年度から事業所数の伸びが停滞し、また、同行援護は平成29年度から事業所数が減少に転じてしまっている。
- 特に過疎地のなかでも、**重度訪問介護を提供する事業所が事実上1つしか選択できない地域**については、**都道府県や市町村が行政の責任として事業所を増やす取組みを行うべき**である。
- 社会保障審議会障害者部会では、第8期障害福祉計画の基本指針の策定にあたって、総量規制のあり方が議論されているが、それと同時に、事業所が不足しているサービスについて新規参入を促すための方策も検討すべきである。